

函 競 事

令和5年(2023年)10月12日

議 員 各 位

競 輪 事 業 部 長

資 料 の 配 付 に つ い て

このことについて、令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計予算が、令和5年10月23日から開催予定の、第14回市営函館競輪において、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額を超過することに伴い、払戻金などの直接必要とする経費の予算額に不足を生じるため、令和5年10月12日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定により弾力条項を適用することといたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしく願いいたします。

記

ページ

- 令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計の  
弾力条項適用について・・・・・・・・・・ 1～4

## 令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

- 令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計予算について、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額は、31,100,000千円ですが、年間開催日数67日のうち、令和5年9月28日現在で、64日終了時の実績額は、30,796,524千円に達しており、これに残り3日の見込額を加えますと、車券発売代金決算見込額は、32,300,000千円となります。

このまま推移いたしますと、第14回(10月23日～25日)において、既定予算額を超過することになり、払戻金などの直接必要経費も増となり、歳出予算に不足を生じるため、令和5年10月12日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定(資料)により弾力条項を適用することといたしました。

適用にあたりましては、車券発売代金決算見込額に基づき、既定の歳入歳出予算額31,158,827千円に歳入歳出それぞれ1,200,000千円を増額し、弾力条項適用後の歳入歳出予算の総額を32,358,827千円とするものであります。

### ○ 弾力条項適用概要

歳入 (単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額に係る財源充当額	計
車券発売代金増	31,100,000	1,200,000	32,300,000
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	58,827		58,827
歳入合計	31,158,827	1,200,000	32,358,827

歳出 (単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額	計
開催業務等委託料(債務負担行為分)増	1,131,053	40,960	1,172,013
臨時場外車券売場開設経費増	3,529,781	230,222	3,760,003
競輪振興法人交付金増	645,118	29,965	675,083
払戻金増	23,284,570	898,853	24,183,423
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	2,568,305		2,568,305
歳出合計	31,158,827	1,200,000	32,358,827

○ 弾力条項適用内訳

1. 歳入

- ・車券発売代金の決算見込額については、第13回後節までの64日間の実績額と、第14回の3日間の見込額で算出した。

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 64日間 B	見込額 3日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本 場	153,063	171,857	6,919	178,776	25,713
サテライト松風	33,626	25,965	1,702	27,667	△ 5,959
電話投票(CTC)	4,763,770	4,496,240	213,039	4,709,279	△ 54,491
重勝式投票	67,000	49,189	3,000	52,189	△ 14,811
※ 臨時場外	26,082,541	26,053,273	1,278,816	27,332,089	1,249,548
合 計	31,100,000	30,796,524	1,503,476	32,300,000	1,200,000

※場間場外、専用場外、インターネット(民間ポータルサイト)による売上

2. 歳出

- ・車券発売代金の増加により、業務の遂行に直接必要な次の経費について弾力条項を適用する。

(単位：千円)

事 項 名	既定額	弾力条項 適用額	計
開催業務等委託料(債務負担行為分)増	1,131,053	40,960	1,172,013
臨時場外車券売場開設経費増	3,529,781	230,222	3,760,003
競輪振興法人交付金増	645,118	29,965	675,083
払戻金増	23,284,570	898,853	24,183,423
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	2,568,305		2,568,305
計	31,158,827	1,200,000	32,358,827

○ グレード別売上実績・見込額

G II (特別競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 3日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	57,200	74,946		74,946	17,746
電話投票(C T C)	935,160	997,164		997,164	62,004
重勝式・臨時場外	4,207,640	4,389,947		4,389,947	182,307
合 計	5,200,000	5,462,057		5,462,057	262,057

G III (記念競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	42,500	41,061		41,061	△ 1,439
電話投票(C T C)	815,000	777,436		777,436	△ 37,564
重勝式・臨時場外	4,142,500	4,036,139		4,036,139	△ 106,361
合 計	5,000,000	4,854,636		4,854,636	△ 145,364

F I ナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 18日間 B	見込額 3日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	60,354	53,989	8,621	62,610	2,256
電話投票(C T C)	1,491,000	1,212,190	213,039	1,425,229	△ 65,771
重勝式・臨時場外	6,848,646	6,376,340	1,281,816	7,658,156	809,510
合 計	8,400,000	7,642,519	1,503,476	9,145,995	745,995

F II ナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 15日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	26,635	27,826		27,826	1,191
電話投票(C T C)	461,730	427,982		427,982	△ 33,748
重勝式・臨時場外	2,811,635	2,812,322		2,812,322	687
合 計	3,300,000	3,268,130		3,268,130	△ 31,870

F II ミッドナイト

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 24日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風					
電話投票(C T C)	1,060,880	1,081,468		1,081,468	20,588
重勝式・臨時場外	8,139,120	8,487,714		8,487,714	348,594
合 計	9,200,000	9,569,182		9,569,182	369,182

総計

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 64日間 B	見込額 3日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	186,689	197,822	8,621	206,443	19,754
電話投票(C T C)	4,763,770	4,496,240	213,039	4,709,279	△ 54,491
重勝式・臨時場外	26,149,541	26,102,462	1,281,816	27,384,278	1,234,737
合 計	31,100,000	30,796,524	1,503,476	32,300,000	1,200,000

## ○函館市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。

(3) 自転車競走事業特別会計                      自転車競走事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第3号に掲げる特別会計については，地方自治法第218条第4項の規定を適用することができるものとする。

## ○地方自治法

(補正予算，暫定予算等)

第218条第4項 普通地方公共団体の長は，特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので条例で定めるものについて，業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは，当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては，普通地方公共団体の長は，次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## ○地方自治法施行令

(弾力条項の適用できない経費)

第149条 地方自治法第218条第4項に規定する政令で定める経費は，職員の給料とする。